

# 第1回嬉野市議会定例会

## (議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
1 2	嬉野市地域福祉基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
1 3	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2
1 4	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3
1 5	嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
1 6	県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表	6
1 7	嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	7
1 9	市道路線の認定 位置図	1 1

質問番号	質問資料名	頁
1	人権擁護委員候補者の推薦について	1 2

嬉野市地域福祉基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(積立て)</u></p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</p>	<p><u>(基金の額)</u></p> <p>第2条 基金の額は、4億6,355万8,000円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 基金の額は、前項又は第4条の規定により積立てが行われたときは、積立て相当増加し、第6条の規定により処分が行われたときは、処分額相当額減少するものとする。</p>

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び第3項に基づく介護給付等の支給決定を行う者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している児童で入所給付決定保護者が本市に住所を有する者）うち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(市が行う国民健康保険の事務)	(市が行う国民健康保険)
第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)	(国民健康保険運営協議会の委員の定数)
第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (被保険者としない者)	第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (被保険者としない者)
第4条 次の各号に掲げる者は被保険者としない。 (1) (略) <u>(2) 削除</u>  (葬祭費)	第4条 次の各号に掲げる者は被保険者としない。 (1) (略) <u>(2) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者で、一定の収入及び資産以下のもの</u> (葬祭費)
第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、 <u>3万円</u> を支給する。 2 (略)	第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、 <u>1万5,000円</u> を支給する。 2 (略)

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 嬉野市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により嬉野市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 嬉野市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、嬉野市に住所を有していた被保険者</p>

附 則

第2条 削除

(延滞金の割合の特例)

第2条 (略)

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月16日から10月31日まで

第2期 11月16日から11月30日まで

第3期 12月16日から12月28日まで

第4期 翌年1月16日から1月31日まで

第5期 翌年2月16日から2月末日まで

第6期 翌年3月16日から3月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 (略)

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(分担金の総額及び賦課基準等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外の転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、前項に規定する賦課金の算定方式により、当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額（農地の農地以外の転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものと差し引いた額）とする。</p>	<p>(分担金の総額及び賦課基準等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外の転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、前項に規定する賦課金の算定方式により、当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額（農地の農地以外の転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものと差し引いた額）とする。</p>

嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

改正案	現 行
(水道事業の設置) 第1条 生活用水その他の净水を市民に供給するため、水道事業を設置する。	(水道事業の設置) 第1条 生活用水その他の净水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。
(経営の基本) 第2条 水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、 2 給水区域は、嬉野市塩田町の全域、嬉野市嬉野町大字下宿、大字不動山、大字岩屋川内、大字下野及び大字吉田の各々の一部とする。 3 給水人口は、27,100人とする。 4 1日最大給水量は、1万2,400立方メートルとする	(経営の基本) 第2条 水道事業等は、常に企業の経済性を發揮するとともに、 2 水道事業等の事業名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次の表のとおりとする。 —
(特別会計) 第4条 每事業年度生じた資本剰余金の処分に関し、(略) (重要な資産の取得及び処分) 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、(略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の免除について議会の同意を得なければならない場合は、(略) (議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第7条 水道事業の業務に関し、(略)	(特別会計) 第4条 法第17条及び政令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。 第5条 每事業年度生じた資本剰余金の処分に関し、(略) (重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、(略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の免除について議会の同意を得なければならない場合は、(略) (議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等) 第8条 水道事業等の業務に関し、(略)

<p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第8条</u> 管理者の権限を行う者は、<u>水道事業</u>に 関し法第40条の2第1項の規定に基づき (略)</p> <p>2 第1号及び第2号省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u> の経営状況を明らかにするため、(以下省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、<u>水道事 業</u>に関し必要な事項は、(略)</p>	<p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第9条</u> 管理者の権限を行う者は、<u>水道事業等</u> に関し法第40条の2第1項の規定に基づ き(略)</p> <p>2 第1号及び第2号省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u> 等の経営状況を明らかにするため、(以下省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、<u>水道 事業等</u>に関し必要な事項は、(略)</p>
--	--

#### 【別記1】

改正案 削除

現 行

区分	事業名称	給水区域	給水人口(人)	1日最大給水量(立 方メートル)
水道事業	嬉野市水道事業	嬉野市塩田町の全域 嬉野市嬉野町大字下宿、 大字不動山、大字岩屋川 内、大字下野及び大字吉 田の各々の一部	27,100	12,400
簡易水道事業	不動山簡易水道事業	嬉野市嬉野町大字不動山 の一部	600	170

第2条 嬉野市水道事業給水条例の一部改正について

改正案	現 行
(料金) 第24条 上水道の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 (1)・(2) (略)	(料金) 第24条 上水道 <u>及び簡易水道</u> の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 (1)・(2) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第3条 嬉野市水道審議会条例の一部改正について

改正案	現 行
(設置) 第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 水道事業 <u>及び簡易水道事業</u> （以下「水道事業等」という。）の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>水道事業</u> に関する重要な事項について審議する。	(所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>水道事業等</u> に関する重要な事項について審議する。

第4条 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準  
に関する条例の一部改正について

改正案	現 行
(布設工事監督者の資格) 第4条 (略)	(布設工事監督者の資格) 第4条 (略) 2 <u>簡易水道事業の用に供する水道</u> （以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。
(水道技術管理者の資格) 第5条 (略)	(水道技術管理者の資格) 第5条 (略) 2 <u>簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道</u> については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

# 位置図

面図

S = 1 / 2, 500



起点

岩屋川内ダム

林道藤山線

県道大村嬉野線

終点

至  
大  
野  
原